

# 「いじめ防止基本方針」

天理市立山の辺小学校

## 【はじめに】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

このことから、本校では、全ての教職員が、いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為であるとの認識のもと、学校教育活動全体を通して、児童一人一人に「いじめを決しておこなわない」、「いじめを決して許さない」という認識と、そのことを実践できる資質を養い、「いじめのない学校」づくりを目指すものである。

そのために、教職員自らが、いじめを決して許さないという決意のもと、いじめの問題への理解を深め、常に対応力を向上させるよう研鑽するとともに、全教職員が組織的に取組を進めることにより、学校生活の中で、児童が明るく生き生きと活動できる環境づくりに努める。

## 1. いじめの問題に関する基本的な考え方

いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為である。しかし、「いじめはどの子にも、どの学校にも起こり得る」ことから、学校・家庭・地域が一体となり、常に連携を図りながら継続的な取組を行うことが必要である。

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。  
「いじめ防止対策推進法 第2条」より

### (2) いじめの認識

- ・いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。
- ・いじめはどの子にも、どの学校にも起こり得るものである。  
いじめの加害児童・被害児童は入れ替わることが起こり得るものである。  
加害者や被害者になりそうな児童を発見・予見して対応しようとするのではなく、常に全児童に注意を注ぐとともに、全児童を対象とした取組を行う。
- ・「些細なこと」と判断せず、いじめの兆候を見逃さない。
- ・学校外で起こることもあり得ることから、日ごろから家庭・地域・関係機関等と密接に連携した取組を行う。

## 2. いじめ防止のための体制

### (1) いじめ防止等のための組織（22条）

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実効的に行うため、管理職及び複数の教員等からなる組織を別に定める。 【別紙1】

### (2) いじめ防止等に係る年間計画

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に係る年間計画を別に定める。

年間計画の作成にあたっては、児童等への指導・職員研修・保護者や関係機関との連携等に留意する。 【別紙2】

### 3. いじめの問題への取組

組織対応・いじめの防止等の取組を別に定める。【別紙1】【別紙2】

#### (1) 未然防止

いじめの問題への取り組みは、多くの児童が被害者にはもちろん、加害者にもなった経験があるという事実から出発することが重要であり、早期発見・早期対応の取組や、加害者・被害者を特定したり予見したりしようとする取組の限界を理解し、未然防止に取り組む。

#### (2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、大人がいじめと判断しにくい形で行われることが多いことから、些細な兆候も見逃さず、早い段階から関わりいじめを積極的に認知する。

#### (3) 早期対応

いじめの発見・通報があった場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織対応を行う。被害児童を徹底して守り通すという姿勢で対処するとともに、加害児童に対しては教育的配慮のもと毅然とした態度で指導を行う。

#### (4) 再発防止

いじめは再発しやすいことから、早々に解決したと判断せず継続的に指導を行う。

### 4. 重大事態への対応

児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、速やかに市教育委員会に報告を行うとともに、いじめ問題対策委員会により早急に調査を行い事態の解決に当たる。

尚、事態によっては、市及び市教育委員会が重大事態調査のために設置する組織に協力し、事態の速やかな解決に向けて対応する。

### 5. その他

開かれた学校となるよう、いじめ防止等についても本方針をはじめ、積極的に情報発信するとともに、家庭や地域からの意見も聴取することに留意する。また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実践する必要から、本方針が効果的に機能しているかについて、いじめ問題対策委員会において点検し、必要に応じて見直しを行う。

【別紙1】

いじめ防止等のための組織

いじめ問題対策委員会 22条

(校長・教頭・生徒指導主任・人権教育推進教員・教務主任・養護教諭

特別支援コーディネーター・当該学年担任 等)

※必要に応じて臨床心理士等の外部専門家及びPTA等で組織する第三者委員会の参加を願う。

組織対応の流れ

◎いじめの前兆の発見 (学級担任等)

◎いじめ (疑われるものも含む) 事象の相談

(児童観察、家庭訪問、面談、アンケート調査により積極的な認知に努める。)

確認

正確な事実確認と情報共有

(担任・当該学年担任・生徒指導主任・人権推進教員)

(被害児童、加害児童からの聞き取り、周辺児童からの情報の収集、保護者との連携)

報告

校長 教頭

(重大事態については速やかに市教育委員会へ一報)

召集

《即日対応24時間以内》

いじめ問題対策委員会

(各教職員の役割分担と指導方針の決定、市教育委員会・警察及び第三者委員会等関係機関との連携・保護者への情報提供)

召集

職員会議

◎事象内容・指導方針・役割分担を全教職員で共通理解

◎全教職員が協働して事象の拡大防止と収束のための指導に迅速に取り組む。

対応

具体的な指導・支援

《個人別生活カードへの記録》

①被害者への支援—『共感的に受け止める』

- ・「何としても守る」姿勢を伝える。(プライバシーの保護)
- ・被害状況の確認。カウンセリングの必要性の有無。警察への被害申告の意思の確認。
- ・保護者への説明と保護者の考えの確認。

②加害者への指導—『毅然とした態度で』

- ・自分がした行為がいじめであることを伝え、いじめは決して許されないことを訴える。
- ・いじめられた児童の心の痛みに気付かせる。
- ・カウンセリングの必要性の有無。
- ・心理的背景に留意する。加害者が被害者になることに留意する。保護者との連携。

③他児童への指導・支援—『みんなを守るという姿勢』

- ・いじめられた側の心の痛み及び観衆、傍観も加害者になることを伝える。
- ・カウンセリングの必要性の有無。
- ・観衆、傍観者が被害者になることに留意する。

再発防止のための保護者・地域と連携した見守り

市教育委員会への報告

《重大事態への対応》

- ・速やかに市教育委員会に報告するとともに、必要に応じて警察関係機関に連絡する。
- ・市教育委員会の支援のもと、管理職を中心として学校全体で迅速に解決に努める。
- ・事案により、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急の保護者会の開催を検討する。
- ・マスコミ等の対応は管理職を窓口とする。

【別紙2】

いじめ防止等に係る年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議・研修	・学級の情報交換 ・「いじめ防止基本方針」の確認	・学級の情報交換	・学級の情報交換	・学級の情報交換	・気になる子の情報交換 ・人権問題に関わる研修	・学級の情報交換 ・「いじめ防止基本方針」の確認
未然防止	・学級開き ・学級目標の設定 ・学級懇談会 あいさつ運動	あいさつ運動	あいさつ運動 ・代表委員会 「学校目標」	あいさつ運動 ・個人懇談 ・差別をなくす強調月間	・校区内巡視	あいさつ運動
早期発見	・家庭訪問	・山小教育相談委員会	・「生活アンケート」①			・山小教育相談委員会

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議・研修	・学級の情報交換	・学級の情報交換	・学級の情報交換	・学級の情報交換 ・「いじめ防止基本方針」の確認	・学級の情報交換	・学級の情報交換
未然防止	あいさつ運動	あいさつ運動 ・人権集会	あいさつ運動	あいさつ運動	あいさつ運動	あいさつ運動
早期発見		・「生活アンケート」②			・「生活アンケート」③ ・山小教育相談委員会	

《未然防止に向けて》

- ◎互いに認め合う集団づくり—自己肯定感を育む授業や学校行事の充実。
- ◎児童の様子の把握—常に担任は全児童の様子に目を配る。
- ◎人権意識の高揚と豊かな心の育成—人権教育、道徳教育の充実
- ◎情報教育の充実—フィルタリング等のインターネット利用のルールづくりの啓発
- ◎保護者・地域・関係機関との連携

《早期発見に向けて》

- ◎情報の収集—常にアンテナを張りめぐらせておく。
- ◎職員研修の充実、校外研修会への参加
- ◎児童の様子の把握—学級の情報交換、校内巡視
- ◎生活アンケート—一年3回実施
- ◎情報の共有—気になる子の交流、申し送り事項の確認と徹底、「個人別生活カード」の活用